

■日本語

<p>特定技能で働く（働こうとする）外国人に対して、実施される研修にはどのようなものがありますか。</p>	<p>受入れ機関が特定技能外国人を受け入れるための基準の一つに、適切に支援計画を作成することがあります。支援計画では、外国人に対して対面やテレビ電話等で入国手続について説明をしたり、日本で円滑に社会生活を営めるように生活オリエンテーションなどを行うことが必要とされています。</p>
<p>各分野の特定技能協議会に加入している企業でなければ、特定技能として働くことはできないのですか。</p>	<p>受入れ機関は、該当する産業分野の協議会の構成員でなければなりませんので、同協議会に加入していない企業では、特定技能として働くことはできません。なお、工業製品製造業分野と建設分野については、協議会の代わりに、各所管大臣の登録を受けた団体に加入していなければなりません。</p>
<p>外国人が特定技能で来日するまでのフローを教えてください。 また、国内在住者が特定技能に変更することは可能ですか。</p>	<p>特定技能になるためには、原則として働こうとする分野の技能試験と日本語能力試験に合格する必要があります。これから特定技能で日本に来る外国人、日本で別の在留資格でいる外国人に対して、特定技能で働くまでの流れをこちらのページに記載していますので、参考にしてください。 (https://www.ssw.go.jp/about/howtowork/)</p>
<p>特定技能制度は今後も続くものでしょうか。</p>	<p>現時点（2026年2月）で、特定技能制度が終了する予定はありません。ただ、分野ごとに受入れが可能な数を定めていますので、その上限数に達した場合には、その分野での特定技能外国人の受入れを停止することがあります。</p>
<p>特定技能の在留期間の更新の頻度について教えてください。</p>	<p>特定技能1号の在留期間は法務大臣が個々に指定する期間（3年を超えない範囲）で、特定技能2号は3年、2年、1年又は6月になります。在留期間の更新については、在留期限が満了する日より前（特別な事情がない場合には、6か月以上の在留期間を有する者にとっては在留期間の満了する概ね3か月前から。）に地方出入国在留管理官署に申請をする必要があります。なお、特定技能1号で在留できる期間は、通算で原則5年以内である必要がありますが、特定技能2号で通算で在留できる期間に制限はありません。</p>
<p>二国間取決め（MOC）を作成していない国の国籍の外国人でも特定技能外国人になることはできますか。</p>	<p>特定技能制度では、二国間取決め（MOC）を必須とはしていません。MOCを作成していない国の国籍の外国人であっても、特定技能外国人になることは可能です。 入管庁HP「特定技能に関する各国別情報」 (https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00073.html)</p>
<p>自動車運送業分野の特定技能外国人として働く場合、海外で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えればよいのですか。</p>	<p>国際運転免許証のみを所有している外国人は、特定技能外国人として運転業務に従事することはできません。 海外に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格して日本に入国した後、特定活動※で在留する期間（トラックドライバーは最長6か月、バス・タクシードライバーは最長1年間）中に、外免切替等によって日本の自動車運転免許を取得していただけます。なお、外免切替を行うためには事前に海外で自動車運転免許を取得し、当該国に3か月以上滞在していることが必要です。 ※自動車運送業分野の「特定技能1号」になるための準備活動（日本の運転免許取得又は新任運転者研修の修了）を希望する場合に付与される在留資格のこと 自動車運送業については、分野を所管している国土交通省のHPも参考にしてください。 (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html)</p>